

岩手県過疎地域持続的発展計画の概要

【岩手県過疎地域持続的発展方針】

(過疎法第7条)

○県内過疎市町村の持続的発展に向けた基本的な方向性を示す

【過疎地域持続的発展市町村計画】

(過疎法第8条)

○市町村が実施する事業 ○過疎対策事業債の根拠

岩手県過疎地域持続的発展計画(過疎法第9条)

I 基本的な事項

○計画策定の趣旨

過疎方針に基づき、県が過疎市町村の持続的発展に向けて実施する事業や過疎市町村への財政上の支援措置を規定

○計画期間

令和8年度～令和12年度

○目標

岩手県ふるさと振興総合戦略と整合を図り、生活満足度及び社会増減に関する目標値を設定

<生活満足度の向上>

・満足度が高い人の割合

⇒ 36.7%を上回る

・満足度が低い人の割合

⇒ 33.0%を下回る

<社会減>

・社会減 ⇒ 0人

※今後の総合戦略の策定動向を踏まえ、必要に応じて目標値を見直す

○計画の推進

第三者会議での評価を行い、毎年度ローリング方式により見直す

II 事業計画(県が実施する事業)

1 移住・定住・地域間交流の促進

○移住及び定住の促進 ○地域間交流 ○人材育成

2 産業の振興

○農林水産業の振興 ○地場産業の振興 ○企業の誘致
○起業の促進 ○商業の振興 ○情報通信産業の振興
○観光産業の振興

3 地域における情報化

○情報通信基盤の整備 ○情報化の推進

4 交通施設の整備、交通手段の確保

○国道、県道及び市町村道の整備
○農道、林道及び漁港関連道の整備 ○交通の確保

5 生活環境の整備

○水道・下水道・廃棄物処理施設の整備
○消防・救急体制の整備 ○住宅の整備 ○防災施設の整備

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

○子育て環境の確保 ○高齢者等の保健、福祉対策

7 医療の確保

○無医地区対策 ○医療体制の整備

8 教育の振興

○施設の整備・活用 ○教育機会の提供
○情報通信技術の活用

9 集落の整備

○先端技術の活用 ○遊休施設の活用 ○担い手対策
○多様な主体との連携

10 地域文化の振興

○文化芸術振興等に係る施設の整備・活用
○担い手の育成

11 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生

○自然的特性を生かしたエネルギーの利用
○再生可能エネルギーの利用推進
○自然環境の保全及び再生

III その他地域の持続的発展に関し必要な事項

過疎市町村の持続的発展を図るため、県が行う財政上の措置

○県が実施する国道、県道、農道、林道及び漁港関連道の整備事業に係る過疎市町村の負担金免除
○自治振興基金の貸付に当たっての過疎市町村に対する条件等の優遇
○過疎市町村等が実施する各種事業への県単独補助の運用に当たっての配慮
○地域経営推進費の運用に当たっての配慮